

監査基準委員会報告書(序)

監査基準委員会報告書の体系及び用語

平成23年12月22日
改正 平成25年6月17日
改正 平成26年4月4日
改正 平成27年5月29日
最終改正 平成28年1月26日
日本公認会計士協会
監査基準委員会
(報告書:第72号)

	項番号
1. 本報告書の目的.....	1
2. 監査基準委員会報告書を含む監査実務指針の位置付け.....	2
3. 監査基準委員会報告書の体系.....	4
4. 監査基準委員会報告書における参照方式.....	5
5. 監査業務に関連する用語.....	6
6. 不正リスク対応基準に関連する指針.....	7
付録1 : 監査基準委員会報告書の体系	
付録2 : 用語集	
付録3 : 不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準委員会報告書の一覧	

《1. 本報告書の目的》

1. 本報告書は、監査基準委員会報告書の体系及び用語法について明確にすることにより、監査基準委員会報告書の全体的な理解に資することを目的としている。

《2. 監査基準委員会報告書を含む監査実務指針の位置付け》

2. 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に関しては、平成22年に改訂された監査基準の「前文二1」において、「我が国の監査の基準の体系としては、平成3年の監査基準の改訂において、監査基準では原則的な規定を定め、監査基準を具体化した実務的・詳細な規定は日本公認会計士協会の指針（監査実務指針）に委ね、両者により我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準とすることが適切」と示されている。

ここで示されている「監査実務指針」は、監査及び監査に関する品質管理に関して、日本公認会計士協会に設置されている各委員会が報告書又は実務指針の名称で公表するものが該当し、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の一部を構成している。監査基準委員会報告書は、企業会計審議会が公表する監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）を実務に適用するために具体的・詳細に規定したものであり、監査実務指針の中核となるものである。

3. 監査実務指針を実務に適用するに当たっては、日本公認会計士協会が公表する監査に関する研究報告や研究資料、及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがある。これらは、監査実務指針の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すことであることから、監査実務指針を構成するものではない。

《3. 監査基準委員会報告書の体系》

4. 監査基準委員会報告書には公表順に付す番号の他に、監査基準委員会報告書の基になった国際監査基準（ISA）との関連性を明確にするため、ISAの体系に沿った以下の報告書番号（付録1）を付している。相当するISAがない我が国独自の監査基準委員会報告書は、900番台としている。

200-299	監査全般にわたる基本的事項と責任
300-499	リスク評価及び評価したリスクへの対応
500-599	監査証拠
600-699	他者の作業の利用
700-799	監査の結論及び報告
800-899	特殊な監査業務
900-999	その他の考慮事項

《4. 監査基準委員会報告書における参照方式》

5. 監査基準委員会報告書間における相互参照には、第4項の報告書番号を用いる。参照する監査基準委員会報告書の表題は、各報告書で最初に参照する場合にのみ示している。また、相互参照に略称を用いる場合があるが、それぞれ以下を指している。

品基報	品質管理基準委員会報告書
監基報	監査基準委員会報告書
監基研	監査基準委員会研究報告

監保報	監査・保証実務委員会報告
監保実	監査・保証実務委員会実務指針
監保研	監査・保証実務委員会研究報告
保証実	保証業務実務指針

《5. 監査業務に関連する用語》

6. 品質管理基準委員会報告書、監査基準委員会報告書及び関連する監査実務指針並びに保証業務実務指針の「定義」に含まれる用語に、その他、監査の基本的な用語や使用頻度が高く報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語を追加して、用語集を示している。用語集には、ISAで用いられている英文表記を含めて作成している。(付録2参照)

用語集の利用にあたっては、備考欄に記載している品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等の本文を参照の上、理解されなければならない。

《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》

7. 監査基準委員会報告書の一部には、監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）に準拠して監査を実施する際に遵守が求められる要求事項と関連する適用指針（項目号の冒頭に（F）が付されている。）が含まれている。（付録3参照）

以 上

付録1：監査基準委員会報告書の体系

報告書番号	監査基準委員会報告書	(参考) 関連する監査の実務指針（注）
序	監査基準委員会報告書の体系及び用語	
200 -299 監査全般にわたる基本的事項と責任		
200	財務諸表監査における総括的な目的	
210	監査業務の契約条件の合意	
220	監査業務における品質管理	品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」
230	監査調書	
240	財務諸表監査における不正	
250	財務諸表監査における法令の検討	
260	監査役等とのコミュニケーション	
265	内部統制の不備に関するコミュニケーション	
300 - 499 リスク評価及び評価したリスクへの対応		
300	監査計画	
315	企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」
320	監査の計画及び実施における重要性	
330	評価したリスクに対応する監査人の手続	
402	業務を委託している企業の監査上の考慮事項	監査・保証実務委員会実務指針第86号 「受託業務に係る内部統制の保証報告書」
450	監査の過程で識別した虚偽表示の評価	
500 - 599 監査証拠		
500	監査証拠	
501	特定項目の監査証拠	監査委員会報告第73号「訴訟事件等に係わるリスク管理体制の評価及び弁護士確認に関する実務指針」
505	確認	
510	初年度監査の期首残高	
520	分析的手続	
530	監査サンプリング	
540	会計上の見積りの監査	
550	関連当事者	
560	後発事象	監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」
570	継続企業	監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」
580	経営者確認書	

報告書番号	監査基準委員会報告書	(参考) 関連する監査の実務指針（注）
600 - 699 他者の作業の利用		
600	グループ監査	
610	内部監査の利用	
620	専門家の業務の利用	
700 - 799 監査の結論及び報告		
700	財務諸表に対する意見の形成と監査報告	監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」
705	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見	
706	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分	
710	過年度の比較情報一対応数値と比較財務諸表	
720	監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任	
800 - 899 特殊な監査業務		
800	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査	監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」
805	個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査	
810	要約財務諸表に関する報告業務	
900 - 999 その他の考慮事項		
900	監査人の交代	監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」
910	中間監査	

(注) 関連する監査の実務指針の欄には、業種・業界・分野を問わず監査の基本となる報告又は実務指針のみを記載している。特定の業種・業界に係る監査実務指針については、日本公認会計士協会の各委員会等が公表している報告書、実務指針を参照のこと。

付録2：用語集

一索引一

あ 1	I T環境	33	監査証拠	*
2	アクセス・コントロール	34	監査証拠の十分性	*
3	アサーション *	35	監査証拠の適切性	*
4	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク	36	監査上の重要性	
5	アプリケーション	37	監査済財務諸表	*
い 6	委託会社 *	38	監査責任者	*
7	委託会社監査人 *	39	監査チーム	*
8	委託会社の相補的な内部統制	40	監査調書	*
9	一般目的の財務諸表 *	41	観察	
10	一般目的の財務報告の枠組み	42	監査手続	
11	違法行為 *	43	監査人	*
う 12	ウォータースルー	44	監査人の見積額又は見積りの許容範囲	*
13	運用評価手続 *	45	監査人の利用する専門家	*
え 14	閲覧（記録や文書の閲覧）	46	監査人予定者	*
か 15	会計記録 *	47	監査の基本的な方針	
16	会計事務所等	48	監査の固有の限界	
17	会計上の見積り *	49	監査の前提条件	*
18	会計上の見積りの確定額 *	50	監査ファイル	*
19	階層化 *	51	監査報告書日	*
20	確定した虚偽表示	52	監査要点	
21	確認 *	53	監査リスク	*
22	確認差異 *	54	監視活動	
23	過去財務情報 *	55	関連業務	
24	監査業務チーム	き 56	関連当事者	*
25	監査業務の定期的な検証 *	57	企業統治	
26	監査計画 *	58	企業のリスク評価プロセス	
27	監査契約に係る予備的な活動	59	期首残高	*
28	監査サンプリング（又はサンプリング） *	60	規準	
29	監査実施者	61	期中財務諸表	
30	監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提	62	期末日	*
31	監査事務所 *	63	強調事項区分	
32	監査事務所外の適格者 *	64	業務執行責任者	
		65	業務実施者	
		66	業務処理統制	

67	業務チーム	105	再受託会社	*
68	業務ファイル	106	財務情報への監査人の関与	
69	虚偽表示	107	財務諸表	*
70	許容逸脱率	108	財務諸表項目等	*
71	許容虚偽表示額	109	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク	
く	グループ	110	財務諸表の構成要素	
73	グループ監査	111	財務諸表の承認日	*
74	グループ監査責任者	112	財務諸表の発行日	*
75	グループ監査チーム	113	財務表	*
76	グループ経営者	114	財務報告に関する情報システム	
77	グループ財務諸表	115	サンプリング	*
78	グループ財務諸表の監査意見	116	サンプリング単位	*
79	グループ全体統制	117	サンプリングリスク	*
け	80 経営者	し	118 事業上のリスク	*
81	経営者確認書	119	事後判明事実	*
82	経営者の偏向	120	試査	
83	経営者の見積額	121	資産の流用	
84	経営者の利用する専門家	122	事実の虚偽記載	*
85	経験豊富な監査人	123	実査	
86	継続企業の前提	124	実証手続	*
87	限定意見	125	質問	
88	限定付結論	126	社員等	*
89	限定的保証業務	127	重要性の基準値	*
こ	90 合意された手続業務	128	重要な虚偽表示リスク	*
91	構成単位	129	重要な構成単位	*
92	構成単位の監査人	130	重要な不備	*
93	構成単位の経営者	131	主題情報	
94	構成単位の重要性の基準値	132	主題に責任を負う者	
95	後発事象	133	受託会社	*
96	広範	134	受託会社確認書	*
97	合理的な保証	135	受託会社監査人	*
98	合理的保証業務	136	受託会社のシステム	*
99	国際会計基準	137	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ1の報告書」）	*
100	誤謬			
101	固有リスク			
102	コンピュータ利用監査技法			
さ	103 再計算			
	104 再実施			

138	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ2の報告書」）	*	172	その他の事項区分	*
139	準拠性の枠組み	*	173	対応数値	*
140	小規模企業		174	大会社等	
141	消極的確認	*	175	中間監査リスク	*
142	詳細テスト	*	176	調書	
143	詳細な監査計画		177	調製業務	
144	情報システム		178	追記情報	
145	除外事項		179	適正表示の枠組み	
146	除外事項付意見	*	180	適切な規準	
147	除外事項付結論		181	適用される財務報告の枠組み	*
148	職業的専門家としての懐疑心	*	182	適用される要約の規準	*
149	職業的専門家としての基準及び適用される法令等	*	183	手続実施上の重要性	*
150	職業的専門家としての判断	*	184	統計的サンプリング	*
151	職業倫理に関する規定	*	185	統制活動	
152	初年度監査	*	186	統制環境	
153	初年度レビュー業務		187	統制目的	
154	審査	*	188	統制リスク	*
155	審査担当者	*	189	統治	*
す	156	推定による虚偽表示	190	統治責任者	*
せ	157	精査	191	特定項目抽出による試査	
	158	積極的確認	192	特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値	*
	159	前任監査人	193	特別な検討を必要とするリスク	*
	160	前任者	194	特別目的の財務諸表	*
	161	前任の業務実施者	195	特別目的の財務報告の枠組み	*
	162	全般的な対応	196	独立性	
	163	全般統制	197	独立第三者間取引	*
	164	専門家	198	内部監査機能	*
	165	専門業務	199	内部監査人	*
	166	専門職員	200	内部統制	*
	167	専門知識	201	内部統制の構成要素	
	168	専門要員	202	内部統制の不備	*
そ	169	相違	203	内部統制の理解	
	170	想定利用者	204	二重責任の原則	
	171	その他の記載内容	205	ネットワーク	*
			206	ネットワーク・ファーム	*

207	年次報告書		ほ 227	母集団	*
の 208	ノンサンプリングリスク	*	228	保証業務	
は 209	発見リスク	*	229	保証業務の技能及び技法	
ひ 210	判断による虚偽表示		230	保証業務リスク	
ひ 211	比較財務諸表	*	231	補足的な情報	
212	比較情報	*	み 232	未回答	*
213	否定的意見		233	未修正の虚偽表示	*
214	否定的結論		234	見積りの不確実性	*
215	品質管理のシステム	*	む 235	無限定意見	*
216	品質管理のシステムの監視	*	236	無限定の結論	
ふ 217	不確実性		よ 237	要約財務諸表	*
218	不正	*	り 238	リスク対応手続	*
219	不正な財務報告		239	リスク評価手続	*
220	不正による重要な虚偽表示 の疑義	*	れ 240	例外的事象	*
221	不正による重要な虚偽表示 の兆候を示す状況	*	241	(財務諸表の) レビュー業務	
222	不正による重要な虚偽表示 を示唆する状況	*	242	レビュー手続	
223	不正リスク	*	わ 243	我が国において一般に公正 妥当と認められる監査の基 準	
224	不正リスク要因	*	* 監査基準委員会報告書又は品質管理基準 委員会報告書で定義されている。		
225	不適正意見				
226	分析的手続	*			

No.	用語	定義又は説明	備考
あ あ	1 1	I T 環境 IT environment 企業の業務を支援し事業戦略を達成するために利用する I T インフラ (ハードウェア等) やアプリケーション及び企業が採用している方針と手続をいう。	監基報 315 付録 2
	2 2	アクセス・コントロール Access controls アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピューター・リソースを決定するアクセスのルールから成る。 これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。 (a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス (b) 未承認の取引の記帳	監基報 240 付録 1 監基報 315 の A92 項

No.	用語	定義又は説明	備考
		(c) データファイルへの未承認の変更 (d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用 (e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用 アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザID管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制が含まれる。	
3	アサーション Assertions	経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するものをいい、監査人は発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮する際にこれを利用する。	監基報 315 第3項
4	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the assertion level	固有リスク及び統制リスクの二つの要素で構成される。固有リスクと統制リスクは企業側のリスクであり、財務諸表監査とは独立して存在している。	監基報 200 の A36 項
5	アプリケーション Application	アプリケーションとは、企業のビジネスプロセスに関連するデータと情報を、入力、格納、処理、保有、伝送又は検索するために必要なコンピュータ・プログラムをいう。	I T 実 6 号
い い	委託会社 User entity	財務諸表の監査を受けている会社で、受託会社の提供する業務を利用する会社をいう。	監基報 402 第7項
7	委託会社監査人 User auditor	委託会社の財務諸表の監査を実施する監査人をいう。	監基報 402 第7項
8	委託会社の相補的な内部統制 Complementary user entity controls	受託業務をデザインする段階で、委託会社において整備されることを受託会社が想定する内部統制であり、受託会社のシステムに関する記述書において統制目的の達成に必要な内部統制として識別され、記載されるものをいう。	監基報 402 第7項
9	一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第6項 保証実 2400 第 14 項
10	一般目的の財務報告の枠組み General purpose framework	広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。 ◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組み	監基報 700 第6項 保証実 2400 第 14 項

No.	用語	定義又は説明	備考
		<p>において明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。</p> <p>◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>	
11	違法行為 Non-compliance (in the context of ISA 250)	故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、会社が関係する法令違反となるものをいう。このような行為には、企業が行う取引、企業の名前で行う取引又は企業のために経営者、監査役等若しくは従業員が行う取引が含まれる。違法行為には、経営者、監査役等又は従業員による企業の事業活動に関連しない個人の違法行為は含まれない。	監基報 250 第 10 項
う	12 ウォークスルー Walk-through test	財務報告目的の情報システムにおいて、取引の開始から財務諸表に反映されるまでを追跡することをいう。	監基報 315 の A13 項
	13 運用評価手続 Tests of controls	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続をいう。	監基報 330 第 3 項
え	14 閲覧（記録や文書の閲覧） Inspection of records or documents (as an audit procedure)	監査手続の手法の一つ。記録や文書の閲覧は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を確かめる監査手続であり、記録や文書の性質や情報源によって、さらに、企業内部の記録や文書の場合にはそれらの作成に係る内部統制の有効性によって、監査人が記録や文書の閲覧により入手する監査証拠の証明力は異なる。運用評価手続として実施する記録や文書の閲覧の例として、承認の有無を確かめることがある。	監基報 500 の A14 項
か	15 会計記録 Accounting records	企業が作成した取引や会計事象の記録とその裏付けとなる記録をいう。例えば、取引を認識した記録（起票）とその裏付けとなる記録（例えば、小切手、電信送金票、請求書、契約書等）や、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、仕訳帳に記帳されない財務諸表に対するその他の修正、及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる。	監基報 500 第 4 項
	16 会計事務所等 Firm	<p>倫理規則、独立性に関する指針及び利益相反に関する指針において用いられている用語で、以下のように定義されている。品質管理基準委員会報告書や監査基準委員会報告書で用いられている「監査事務所」は以下の(1)のみを指している（「監査事務所」の項参照）。</p> <p>(1) 会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人</p> <p>(2) (1)を支配する事業体</p> <p>(3) (1)が支配している事業体</p>	倫理規則/ 独立性に 関する指 針/利益相 反に關す る指針

No.	用語	定義又は説明	備考
17	会計上の見積り Accounting estimate	正確に測定することができないため、金額を概算することをいい、見積りが要求される金額だけでなく、見積りの不確実性が存在する場合に公正価値によって測定される金額に対しても使用される。本報告書において、公正価値の測定に関連する会計上の見積りのみを示す場合、「公正価値に関する会計上の見積り」という用語が使用される。	監基報 540 第6項
18	会計上の見積りの確定額 Outcome of an accounting estimate	会計上の見積りに係る取引、事象又は状況が最終的に確定することによって生ずる実績金額をいう。	監基報 540 第6項
19	階層化 Stratification	母集団を類似した特性（多くの場合、金額）を持ったサンプリング単位の集団である幾つかの下位母集団に分けるプロセスをいう。	監基報 530 第4項
20	確定した虚偽表示 Factual misstatement	虚偽表示の分類の一つ。虚偽表示としての事実が確かめられた場合の虚偽表示をいう。	監基報 450 の A3 項
21	確認 External confirmation	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続をいう。	監基報 505 第5項
22	確認差異 Exception (in relation to confirmation)	確認依頼した情報や企業の記録に含まれる情報と確認回答者の提供した情報との間にある差異をいう。	監基報 505 第5項
23	過去財務情報 Historical financial information	過去の一定期間に発生した経済事象、又は過去の一定時点における経済的な状態若しくは状況について財務的に表現した特定の企業に関連する情報であり、主として企業の会計システムから得られる。	監基報 200 第12項
24	監査業務チーム Audit team	<p>独立性に関する指針で用いられている用語で、以下のように定義されている。品質管理基準委員会報告書や監査基準委員会報告書で用いられている「監査チーム」は以下の(1)のみを指している（「監査チーム」の項参照）。</p> <p>(1) 監査業務に携わる業務チームの全ての者</p> <p>(2) その他、監査業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務所等内の全ての者。これには次の者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査業務の遂行に関連して監査業務執行責任者の報酬を勧告するか、あるいは同責任者について直接的な監督、管理、又はその他の監視を行う者。これらの者は、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務の執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。 ② 監査業務の遂行のために専門的な、又は業界固有の問題、取引及び事象について専門的な見解の問合せを提供する者 ③ 監査業務の品質管理を行う者。監査業務に係る審査を実施する者を含む。 	独立性に関する指針

No.	用語	定義又は説明	備考
		(3) 監査業務の結果に直接的影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内の全ての者	
25	監査業務の定期的な検証 Inspection (in relation to quality control)	監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるために、完了した監査業務に対して実施する手続をいう。	品基報第11項 監基報220第6項
26	監査計画 Audit plan	効果的かつ効率的な方法で監査を実施するために、監査業務に対する監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することをいう。	監基報300第2項、A1項
27	監査契約に係る予備的な活動 Preliminary engagement activities	監査契約を締結できる程度に監査リスクを低い水準に抑えるために、監査の遂行に支障を来す可能性のある事象又は状況をあらかじめ網羅的に検討することをいい、監査契約の更新の可否に関する手続、独立性を含む倫理に関する事項への準拠性の評価、監査契約の内容の十分な理解が含まれる。	監基報300第5項
28	監査サンプリング (又はサンプリング) Audit sampling (sampling)	監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るために、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。	監基報530第4項
29	監査実施者	「監査チーム」及び「専門要員」を参照	
30	監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提 Premise, relating to the responsibilities of management and, where appropriate, those charged with governance, on which an audit is conducted	経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること（適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。） ② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること ③ 以下を監査人に提供すること ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報 イ. 監査人が監査の目的に関連して経営者に依頼する、全ての追加的な情報 ウ. 監査人が監査証拠を入手するために必要であると判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機會 適正表示の枠組みの場合、①の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省略して記載される場合もある。	監基報200第12項
31	監査事務所 Firm	個人事務所又は監査法人をいう。	品基報第11項 監基報220第6項
32	監査事務所外の適格者	監査責任者と同等の適性及び能力を有する監査事務所外部の	品基報第

No.	用語	定義又は説明	備考
	Suitably qualified external person	者、例えば、他の監査事務所の社員等をいう。	11項 監基報 220 第6項
33	監査証拠 Audit evidence	監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報からなる。	監基報 200 第12項 監基報 500 第4項
34	監査証拠の十分性 Sufficiency (of audit evidence)	監査証拠の量的尺度をいう。必要とされる監査証拠の量は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度及び監査証拠の質によって影響を受ける。	監基報 200 第12項 監基報 500 第4項
35	監査証拠の適切性 Appropriateness (of audit evidence)	監査証拠の質的尺度をいう。すなわち、意見表明の基礎となる監査証拠の適合性と証明力をいう。	監基報 200 第12項 監基報 500 第4項
36	監査上の重要性 Materiality	一般的には、脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズに関する監査人の認識、虚偽表示の金額や内容、又はそれら両者の組合せによる影響を受ける。	監基報 200 第6項
37	監査済財務諸表 Audited financial statements	監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査した財務諸表で、要約財務諸表を作成する基礎となる財務諸表をいう。	監基報 810 第3項
38	監査責任者 Engagement partner	監査業務の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、監査業務とその実施及び発行する監査報告書に対する責任を負う社員等をいう。 ※「業務執行責任者」を参照	品基報第11項 監基報 220 第6項
39	監査チーム Engagement team	個々の監査業務に従事する者をいい、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者で、監査を実施する社員等及び専門職員から構成される。監査チームには、監査事務所又はネットワーク・ファームが業務を依頼する外部の専門家を含まない。倫理規則及び独立性に関する指針に定める業務チームのうち監査を実施する業務チームをいう。なお、監査に関する品質管理基準における監査実施者は、監査チームを意味する場合と専門要員を意味する場合とがある。 ※「業務チーム」を参照	品基報第11項 監基報 220 第6項
40	監査調書 Audit documentation	実施した監査手続、入手した関連する監査証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。 ※「調書」を参照	品基報第11項 監基報 230 第5項
41	観察 Observation	監査手続の手法の一つ。他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続をいい、例えば、企業の従業員が実施する棚卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を監査人が観察す	監基報 500 の A17 項

No.	用語	定義又は説明	備考
		る手続である。	
42	監査手続 Audit procedures	監査人が監査意見を形成するに足る基礎を得るための監査証拠を入手するために実施する手続をいい、実施する目的により、リスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続又は実証手続）に分けられる。監査の手法としての監査手続には、記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続等があり、これらを単独又は組み合わせて実施する。	監基報 500 の A10 項
43	監査人 Auditor	監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される。	監基報 200 第 12 項
44	監査人の見積額又は見積りの許容範囲 Auditor's point estimate or auditor's range	経営者の見積額を評価するために、監査人が監査証拠から算定した金額又は金額の幅をいう。	監基報 540 第 6 項
45	監査人の利用する専門家 Auditor's expert	監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家（監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む。	監基報 620 第 5 項
46	監査人予定者 Successor auditor	会社から前任監査人に代わって監査人となることを指定された者をいう。	監基報 900 第 5 項
47	監査の基本的な方針 Overall audit strategy	監査業務の範囲、監査の実施時期及び監査の方向性を設定することをいい、詳細な監査計画を作成するための指針となるものである。	監基報 300 第 6 項
48	監査の固有の限界 Inherent limitations of an audit	監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務報告の性質 財務諸表の作成には、経営者の判断を伴い、また、多くの財務諸表項目には、主觀的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがあること。 ・ 監査手続の性質 監査人による監査証拠の入手には、実務上及び法令上の限界があること。 ・ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性 存在する可能性のある全ての情報を監査人が考慮することや、反証されない限りは、情報には誤謬又は不正が存在するという仮定に基づいて全ての事項を監査人が徹底的に追及したりすることは実務上不可能であるということ。 	監基報 200 の A44 項

No.	用語	定義又は説明	備考
49	監査の前提条件 Preconditions for an audit	経営者が財務諸表の作成に当たり、受入可能な財務報告の枠組みを使用すること及び経営者が監査実施の前提に合意することをいう。	監基報 210 第3項
50	監査ファイル Audit file	紙媒体、電子媒体等に記録された特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめたファイルをいう。 ※「業務ファイル」を参照	監基報 230 第5項
51	監査報告書日 Date of the auditor's report	監査人が、監査基準委員会報告書 700 に従って、監査報告書に記載する日付をいう。	品基報第 11 項 監基報 560 第4項
52	監査要点 —	監査人が、自己の意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、経営者が提示する財務諸表項目に対して設定する立証すべき目標をいい、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等をいう。 ※「アサーション」を参照	監査基準 一基本原則 3
53	監査リスク Audit risk	監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示リスクと発見リスクの二つから構成される。	監基報 200 第12項
54	監視活動 Monitoring of controls	内部統制の構成要素の一つ。期間を通じて内部統制の有効性を評価するプロセスをいう。監視活動には、内部統制の整備及び運用の評価を適時に行うことと、必要な是正措置の実施が含まれる。	監基報 315 の A94 項
55	関連業務 Related services	合意された手続業務及び調製業務をいう。	
56	関連当事者 Related party	以下のいずれかに該当する当事者をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みにおいて定義される関連当事者 ② 適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められていない場合、又は最小限の事項しか定められていない場合には、以下のいずれかに該当する者 ア. 個人又は他の企業が、直接又は間接に、財務諸表作成会社を支配しているか又は重要な影響を及ぼしている場合の当該個人又は他の企業 イ. 財務諸表作成会社が、直接又は間接に、支配しているか又は重要な影響を及ぼしている他の企業 ウ. 以下のいずれかによって財務諸表作成会社と共通支配下にある他の企業 • 共通の支配力を有する所有者 • 近親者である所有者 • 共通の主要な経営者 ただし、政府（例えば、国又は地方公共団体など）の共通支配下にある企業の場合には、重要な取引があるか、又は相互に経営資源を相当程度共有している場合を除き、当該企業は関連当事者とはみなされない。	監基報 550 第9項

No.	用語	定義又は説明	備考
き	57 企業統治 Corporate governance	「統治」を参照	
	58 企業のリスク評価 プロセス Entity's risk assessment process	内部統制の構成要素の一つ。財務報告に影響を及ぼす事業上のリスクを企業が識別し、識別したリスクへの対処方法を決定するプロセスをいう。	監基報 315 第 14 項
	59 期首残高 Opening balances	会計期間の開始時点に存在する勘定残高をいう。期首残高は、前年度の期末残高に基づいており、過年度の取引及び事象の影響と前年度に採用した会計方針を適用している。期首残高には、期首に存在する偶発債務等の開示が必要な事項も含まれる。	監基報 510 第 3 項
	60 規準 Criteria	<p>主題に責任を負う者が主題情報を作成する場合及び業務実施者が結論を報告する場合に主題を評価又は測定するための一 定の規準である。適切な規準は、次のような要件を備えている 必要がある。ただし、業務実施者が、一定の規準として、 自らの期待、判断及び個人的な経験を用いることは適切では ない。</p> <p>(1) 目的適合性 想定利用者による意思決定に役立つ結論を導くのに資する規準であること。</p> <p>(2) 完全性 各業務環境の下で得られる結論に影響を与える要因のうち関連する要因のいずれもが省略されていない規準である こと。なお、目的適合的であるならば、表示及び開示の規 準が含まれる。</p> <p>(3) 信頼性 同一の環境で同一の資格を有する業務実施者が利用する とき、主題の評価又は測定を合理的にかつ首尾一貫して行 うことができる信頼性のある規準であること。</p> <p>(4) 中立性 偏向のない結論を導くのに資する中立的な規準であるこ と。</p> <p>(5) 理解可能性 明瞭かつ総合的な結論を導くことに資するもので、著し く異なる解釈をもたらすことなく、保証業務を構成する三 当事者にとって理解可能な規準であること。</p>	保証業務 の概念的 枠組み 六
		主題を評価又は測定するために使用される規準をいう。規準には、該当する場合、表示と開示に関する規準が含まれる。	監保実 86 号 8 項
	61 期中財務諸表 Interim financial information or statements	会計期間において期中の一時点（通常は中間又は四半期）に作成される財務情報（完全な一組の財務諸表より簡略化されている場合もある。）をいう。	保証実 2400 第 14 項
	62 期末日 Date of the	財務諸表が対象とする直近の会計期間の末日をいう。	監基報 560 第 4 項

No.	用語	定義又は説明	備考
	financial statements		
63	強調事項区分 Emphasis of Matter paragraph	財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報 706 第 4 項
64	業務執行責任者 Engagement partner	専門業務の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、専門業務とその実施及び発行する報告書に対する責任を負う社員等をいう。 ※ 監査の場合は「監査責任者」を参照	保証実 2400 第 14 項
65	業務実施者 Practitioner	専門業務を実施する者をいい、業務執行責任者又は業務チームの他のメンバー、場合によっては監査事務所を含めて使用される。業務執行責任者に要求される事項又は業務執行責任者の責任を特に表す場合には、業務実施者ではなく、業務執行責任者が使用される。	保証実 2400 第 14 項
66	業務処理統制 Application controls in information technology	通常、業務プロセスにおいて、個々のアプリケーションによる取引の処理に適用される手続であり、手作業による場合とプログラムに組み込まれて自動化されている場合とがある。業務処理統制は防止的、発見的のいずれの種類もあり、会計記録が正確で網羅的な情報を適時に把握していることを確保するためにデザインされるものである。したがって、業務処理統制は、取引やその他の財務情報の開始から記録、処理、報告に至るまでの手続に関係し、発生した取引が承認され、網羅的かつ正確に記録・処理されることを担保する。	監基報 315 の A93 項
67	業務チーム Engagement team	個々の専門業務に従事する者をいい、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者で、専門業務を実施する社員等及び専門職員から構成される。業務チームには、監査事務所又はネットワーク・ファームが業務を依頼する外部の専門家は含まれない。 ※ 監査の場合は「監査チーム」を参照	保証実 2400 第 14 項
68	業務ファイル Engagement file	紙媒体、電子媒体等に記録された特定の専門業務に関する調書を取りまとめたファイルをいう。 ※ 監査の場合は「監査ファイル」を参照	保証実 2400 第 14 項
69	虚偽表示 Misstatements	報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は開示と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は開示との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。監査人が、財務諸表が、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示するために必要となる、金額、分類、表示又は開示の修正も含まれる。	監基報 200 第 12 項 監基報 450 第 3 項
70	許容逸脱率 Tolerable rate of deviation	母集団における実際の逸脱率が一定の率を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した所定の内部統制の逸脱率をいう。	監基報 530 第 4 項

No.	用語	定義又は説明	備考
71	許容虚偽表示額 Tolerable misstatement	母集団内の実際の虚偽表示額が一定の金額を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した金額をいう。	監基報 530 第4項
72	グループ Group	グループ財務諸表に含まれる財務情報の構成単位の総体をいう。グループは、常に複数の構成単位で構成される。	監基報 600 第8項
73	グループ監査 Group audit	グループ財務諸表の監査をいう。	監基報 600 第8項
74	グループ監査責任者 Group engagement partner	グループ財務諸表の監査業務とその実施及び発行するグループ財務諸表に対して発行する監査報告書に責任を有する者をいう。共同監査の場合には各共同監査の監査責任者及びその監査チームが一体としてグループ監査責任者及びグループ監査チームとなる。ただし、本報告書は、共同監査人の間の関係や、他の共同監査人の作業に関して各共同監査人が実施する作業については取り扱わない。	監基報 600 第8項
75	グループ監査チーム Group engagement team	グループ財務諸表の監査の基本的な方針を策定し、構成単位の監査人とコミュニケーションを行い、連結プロセスに関する作業を実施し、グループ財務諸表に対する意見形成のため監査証拠から導かれた結論を評価する、グループ監査責任者及び専門職員をいう。	監基報 600 第8項
76	グループ経営者 Group management	グループ財務諸表の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第8項
77	グループ財務諸表 Group financial statements	複数の構成単位の財務情報を含む財務諸表をいう。	監基報 600 第8項
78	グループ財務諸表の監査意見 Group audit opinion	グループ財務諸表に対する監査意見をいう。	監基報 600 第8項
79	グループ全体統制 Group-wide controls	グループとしての財務報告に対して、グループ経営者が整備及び運用する内部統制をいう。	監基報 600 第8項
80	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、統治責任者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第12項 監基報 260 第9項
81	経営者確認書 Written representation	特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいう。経営者確認書は、財務諸表、財務諸表におけるアサーション又はこれらの基礎となる帳簿及び記録を含まない。	監基報 580 第6項
82	経営者の偏向 Management bias	財務情報の作成及び表示における経営者の中立性の欠如をいう。	監基報 540 第6項
83	経営者の見積額 Management's	財務諸表で会計上の見積りとして認識又は開示するために経営者が選択した金額をいう。	監基報 540 第6項

No.	用語	定義又は説明	備考
	point estimate		
84	経営者の利用する専門家 Management's expert	企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。	監基報 500 第4項 監基報 620 第5項
85	経験豊富な監査人 Experienced auditor	監査実務の経験を有し、以下の事項について相当程度理解している監査事務所内又は監査事務所外の者をいう。 ① 監査のプロセス ② 一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等 ③ 企業の事業内容に関する経営環境 ④ 企業の属する産業における監査及び財務報告に関する事項	監基報 230 第5項
86	継続企業の前提 Going concern assumption	経営者が、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に基づいて財務諸表を作成する場合の当該前提をいう。一般目的の財務諸表は、経営者に清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。	監査基準 一 基本原則 6 監基報 570 第2項
87	限定意見 Qualified opinion	監査人が、以下の場合、表明しなければならない意見をいう。 (1) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合 (2) 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合	監基報 705 第6項
88	限定付結論 Qualified conclusion	業務実施者が、以下の場合、表明しなければならない結論をいう。 (1) 業務実施者が、財務諸表に重要な虚偽表示があると判断した場合で、除外事項の影響が、財務諸表にとって重要であるが広範ではないと結論付けるとき (2) 業務実施者が、無限定の結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合	保証実 2400 第 78 項、第 82 項
89	限定的保証業務 Limited assurance engagement	結論を表明する基礎として、業務実施者が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務をいう。 財務諸表の限定的保証業務の結論は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、財務諸表に重要な虚偽表示があると業務実施者に信じさせる事項が認められたかどうかを記載する形式で表明される。限定的保証業務で実施される手続の種類、時期及び範囲は、合理的保証業務で必要な手續と比較して限	保証実 2400 第 14 項

No.	用語	定義又は説明	備考
		定的であるが、業務実施者の職業的専門家としての判断において、意味のある保証水準を得るように計画される。意味のある保証水準は、想定利用者にとって、財務諸表の信頼性を少なくともある程度高める保証水準である。 ※ 「保証業務」を参照	
90	合意された手続業務 Agreed-upon procedures engagement	業務実施者が、主題に責任を負う者又は特定の利用者との間で合意された手續に基づき発見した事項のみを報告する業務をいう。これは、実施される手續が主題に責任を負う者又は限られた利用者との間の合意によって特定されるため、業務実施者が自らの判断により証拠を入手しないこと、及び、手續の結果のみが報告され結論が報告されないことから、保証業務の定義を満たさない。 (合意された手續に基づく報告書は、合意された手續の背景や決定理由を知らない第三者が報告書に記載されている結果を誤って解釈するおそれがあるため、手續について合意した者以外の者による利用は制限される)。	保証業務の概念的枠組み 二4
91	構成単位 Component	グループ財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる、企業又はその他の事業単位をいう。	監基報 600 第8項
92	構成単位の監査人 Component auditor	グループ監査チームの依頼により、グループ財務諸表の監査のために、構成単位の財務情報に関する作業を実施する監査人をいう。	監基報 600 第8項
93	構成単位の経営者 Component management	構成単位の財務情報の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第8項
94	構成単位の重要性の基準値 Component materiality	グループ監査チームが決定する構成単位の重要性の基準値をいう。	監基報 600 第8項
95	後発事象 Subsequent events	期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。	監基報 560 第4項
96	広範 Pervasive	虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、又は監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。財務諸表全体に対して広範な影響を及ぼす場合とは、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されない場合 ② 影響が、特定の構成要素、勘定又は項目に限定される場合でも、財務諸表に広範な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合 ③ 虚偽表示を含む開示項目が、利用者の財務諸表の理解に不可欠なものである場合	監基報 705 第4項
97	合理的な保証 Reasonable	財務諸表監査において、絶対的ではないが高い水準の保証をいう。	監基報 200 第12項

No.	用語	定義又は説明	備考
	assurance		
98	合理的保証業務 Reasonable assurance engagement	「保証業務」を参照	
99	国際会計基準 International Financial Reporting Standards	国際会計基準審議会が公表する国際財務報告基準をいう。	監基報 200 の A5 項
100	誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は開示の脱漏を含む。	監基報 240 第 2 項
101	固有リスク Inherent risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第 12 項
102	コンピュータ利用監査技法 Computer-assisted audit techniques	監査のツールとして、コンピュータを利用して監査手続を実施するための技法をいう。	I T 実 6 号
さ	103 再計算 Recalculation	監査手続の手法の一つ。再計算は、記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算し確かめる監査手続である。再計算は、手作業によって又は I T を用いて実施する。	監基報 500 の A19 項
	104 再実施 Reperformance	監査手続の手法の一つ。再実施は、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう。	監基報 500 の A20 項
	105 再受託会社 Subservice organization	委託会社の財務報告に関する情報システムの一部を構成する業務を委託会社に提供するために、受託会社が受託業務の一部を他の会社に再委託する場合の当該他の会社をいう。 受託会社の内部統制に関する保証報告書上での再受託会社の提供する業務の取扱いの方式には、以下の「除外方式」と「一体方式」の二つがある。 ◆ 除外方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載されるが、再受託会社に関連する統制目的及び関連する内部統制は、受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲から除かれる。 ◆ 一体方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載され、かつ、再受託会社の関連する統制目的及び関連する内部統制が受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲に含まれる。	監基報 402 第 7 項 監保実 86 号 8 項
	106 財務情報への監査人の関与 Auditor association with financial	財務情報に監査人の発行する報告書が添付される場合や、職業的専門家として提供する業務に関連して監査人の名称が利用されることに同意する場合に、監査人は当該財務情報へ関与することとなる。	倫理規則 第 3 条

No.	用語	定義又は説明	備考
	information		
107	財務諸表 Financial statements	財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務、又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。関連する注記は、通常、重要な会計方針の要約とその他の説明情報から構成される。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。	監基報 200 第 12 項
108	財務諸表項目等 Elements, accounts or items of a financial statement	財務諸表の構成要素、勘定又はその他の項目を意味する。財務諸表項目等には、関連する注記が含まれる。関連する注記は、通常、重要な会計方針の要約と、財務表又は財務諸表項目等に関連するその他の説明情報から構成される。 ※ 監基報 805 における定義であり、他の会計・監査の文献における用語法とは異なる場合がある。	監基報 805 第 5 項
109	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the financial statement level	財務諸表全体に広くかかるわりがあり、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすリスクをいう。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、開示等における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、様々なアサーションにおいて重要な虚偽表示リスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。	監基報 200 の A34 項 監基報 315 の A102 項
110	財務諸表の構成要素 Element of a financial statement	財務諸表に計上されている企業の取引その他の事象は、それらの経済的特徴に従って構成要素に分類することができる。財政状態及び経営成績の測定に直接関係する構成要素には、例えば、資産、負債、純資産、収益及び費用がある。	監基報 315 の A106 項 監基報 520 の A2 項
111	財務諸表の承認日 Date of approval of the financial statements	関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう。	監基報 560 第 4 項
112	財務諸表の発行日 Date the financial statements are issued	監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。	監基報 560 第 4 項
113	財務表 A single financial statement	完全な一組の財務諸表を構成する、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等のそれぞれを指す。財務表には、関連する注記が含まれる。 ※ 「財務諸表」を参照	監基報 805 第 5 項
114	財務報告に関する情報システム Information system relevant to financial reporting	内部統制の構成要素の一つ。会計システムを含む、企業の取引や会計事象を開始、記録、処理及び報告し、並びに資産、負債及び純資産を適正に計上するためにデザインして構築するための手続と記録から構成されている。	監基報 315 の A77 項

No.	用語	定義又は説明	備考
115	サンプリング Sampling	「監査サンプリング」を参照	
116	サンプリング単位 Sampling unit	母集団を構成する個々の項目をいう。	監基報 530 第 4 項
117	サンプリングリスク Sampling risk	<p>抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。</p> <p>サンプリングリスクは、次のような 2 種類の誤った結論をもたらす可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示を存在していないとする結論 このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、誤った監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、とりわけ、この結論に关心をもつ。 ② 運用評価手續において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示を存在しているとする結論 このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。 	監基報 530 第 4 項
し	事業上のリスク Business risk	企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスクをいう。	監基報 315 第 3 項
	事後判明事実 Facts that become known to the auditor after the date of the auditor's report	監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。	監基報 560 の第 4 項
120	試査 Testing some selected items in a population	特定の監査手続の実施に際して、母集団（監査の対象とする特定の項目全体をいう。）からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することをいう。試査には、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査（サンプリングによる試査）と、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査（特定項目抽出による試査）とがある。	監基報 500 の A52 項
121	資産の流用 Misappropriation of assets	企業の資産の盗罪をいい、従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。	監基報 240 の A5 項
122	事実の虚偽記載 Misstatement of fact	その他の記載内容のうち、監査した財務諸表に記載された事項と関連しない情報が、不正確に記載又は表示されていることをいう。事実の重要な虚偽記載によって、監査した財務諸表が含まれる開示書類の信頼性が損なわれることがある。	監基報 720 第 4 項

No.	用語	定義又は説明	備考
123	実査 Inspection of tangible assets	監査手続の手法の一つ。資産の現物を実際に確かめる監査手続である。実査により、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。	監基報500のA14項、A16項
124	実証手続 Substantive procedure	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成する。 ① 詳細テスト（取引種類、勘定残高、開示等に関して実施する。） ② 分析的実証手続	監基報330第3項
125	質問 Inquiry	監査手続（レビュー手続）の手法の一つ。監査人（業務実施者）が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。	監基報500のA22項 保証実2400第14項
126	社員等 Partner	監査事務所において、専門業務の業務執行権を有する全ての個人をいう。したがって、監査法人の場合は監査法人の社員をいい、個人事務所及び共同事務所の場合は業務執行責任者として業務を行っている者をいう。	品基報第11項 監基報220第6項
127	重要性の基準値 Materiality for the financial statements as a whole	監査計画の策定時に決定した、財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。	監基報320第8項
128	重要な虚偽表示リスク Risk of material misstatement	監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。 アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される。 ① 固有リスク－関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要な虚偽表示が行われる可能性をいう。 ② 統制リスク－取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要な虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。	監基報200第12項
129	重要な構成単位 Significant component	グループ監査チームが、以下のいずれかに該当すると識別した構成単位をいう。 ① グループに対する個別の財務的重要性を有する。 ② 特定の性質又は状況により、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある。	監基報600第8項
130	重要な不備 Significant deficiency in internal control	監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。	監基報265第5項

No.	用語	定義又は説明	備考
131	主題情報 Subject matter information	一定の規準によって主題を評価又は測定した結果を表明する情報をいう。主題情報は、保証報告書における結論の対象であり、保証業務において業務実施者は、主題情報に関する結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を収集する。	保証業務の概念的枠組み二2 (1)
132	主題に責任を負う者 Responsible party	主題情報を自己の責任において想定利用者に提示する場合と、これを提示しない場合があるが、必ずしも業務実施者と契約する当事者である必要はない。	保証業務の概念的枠組み四3
133	受託会社 Service organization	委託会社の財務報告に関する情報システムの一部を構成する業務を、当該委託会社に提供する第三者組織（又はその一部）をいう。	監基報402 第7項 監保実86号8項
134	受託会社確認書 Service organization's assertions	受託会社の内部統制に関する報告書（タイプ1の報告書又はタイプ2の報告書）に含まれる、受託会社により作成された受託業務に係る内部統制の確認書をいう。以下に関する事項が、評価又は測定するために使用した規準とともに記載される。 ① 受託会社のシステムに関する記述書が、適切な規準に基づいて、特定期間にわたりデザインされ業務に適用されている受託会社のシステムをすべての重要な点において適正に表示していること ② 受託会社のシステムに関する記述書に記載された統制目的に関連する内部統制が、適切な規準に基づいて、特定期間にわたってすべての重要な点において適切にデザインされていること ③ 受託会社のシステムに関する記述書に記載された統制目的に関連する内部統制が、適切な規準に基づいて、特定期間にわたってすべての重要な点において有効に運用されていること（タイプ2の報告書の場合のみ記載）	監保実86号8項
135	受託会社監査人 Service auditor	受託会社からの依頼に基づき、受託会社の内部統制に関して保証報告書を提供する監査人をいう。	監基報402 第7項
136	受託会社のシステム Service organization's system	受託会社監査人の保証報告書が対象とする業務を委託会社に提供するために、受託会社がデザインし業務に適用する方針と手続をいう。	監基報402 第7項 監保実86号8項
137	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ1の報告書」） Report on the description and design of controls at a service organization(referred to as a type)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的、及び、それらに関連して基準日現在でデザインされ業務に適用されている内部統制について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制の記述並びに特定された統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性に関する意見等の合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 監査・保証実務委員会実務指針第86号に基づくタイプ1報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報402 第7項 監保実86号8項

No.	用語	定義又は説明	備考
	1 report)		
138	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ2の報告書」） Report on the description, design, and operating effectiveness of controls at a service organization (referred to as a type 2 report)	<p>以下を含む報告書をいう。</p> <p>① 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制、基準日現在又は特定期間にわたるそれらのデザインと業務への適用、並びに、場合によっては、特定期間にわたるそれらの運用状況の有効性について、受託会社の経営者が作成した記述書</p> <p>② 以下の事項を含む、合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書</p> <p>ア. 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制に関する記述、特定の統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性、並びに内部統制の運用状況の有効性に関する受託会社監査人の意見</p> <p>イ. 受託会社監査人の運用評価手続とその結果に関する記述</p> <p>監査・保証実務委員会実務指針第86号に基づくタイプ2報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。</p>	監基報402 第7項 監保実86 号8項
139	準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報200 第12項 監基報700 第6項
140	小規模企業 Smaller entity	<p>小規模企業は、以下に例示した特徴を有している。ただし、例示している全ての特徴があらゆる小規模企業に該当することは限らず、また必ずしも小規模企業の特徴を網羅的に示したものではない。</p> <p>(1) 所有と経営が少数に集中していること（多くの場合は1人である。なお、他の小規模企業に所有されている場合も含む。）</p> <p>(2) (1)に該当する場合で、以下の事項のうち少なくともいずれかに該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単純な取引のみを行っていること。 ② 会計システムが単純であること。 ③ 少数の事業のみ行っており、取り扱う製品の種類も少数であること。 ④ 内部統制が限定的であること。 ⑤ 経営者の人数が少数であり、それぞれが広範囲な内部統制に対する責任を有していること。 ⑥ 企業構成員が少数であり、広範囲な職務を担っていること。 	監基報200 のA62項
141	消極的確認 Negative confirmation request	確認回答者が確認依頼で提供された情報に同意しない場合にのみ、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報505 第5項
142	詳細テスト Test of detail	実証手続のうち、分析的実証手続以外の手続をいう。	監基報330 第3項

No.	用語	定義又は説明	備考
143	詳細な監査計画 Audit plan	監査チームが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を決定することをいう。	監基報 300 の A12 項
144	情報システム Information system	人を含めた、手続、インフラ（ハードウェア、設備を含む）、ソフトウェア及びデータから構成される。多くの情報システムでは IT を幅広く利用している。	I T 実 6 号 監基報 315 第 4 項
145	除外事項 —	監査意見の表明に当たってその影響の重要性及び広範性を考慮することが必要となる事項をいい、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）及び重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）をいう。 除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという監査人の判断により、限定意見、否定的意見、又は意見不表明となる。	監基報 705
146	除外事項付意見 Modified opinion	限定意見、否定的意見又は意見不表明をいう。	監基報 705 第 4 項
147	除外事項付結論 Modified conclusion	限定付結論、否定的結論又は結論の不表明をいう。	保証実 2400 第 14 項
148	職業的専門家としての懷疑心 Professional skepticism	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。なお、職業的懷疑心ともいう。	監基報 200 第 12 項
149	職業的専門家としての基準及び適用される法令等 Professional standards	専門業務を実施するに当たって遵守しなければならない基準及び適用される法令等をいう。監査基準・監査における不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準委員会報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準委員会報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成される。	品基報第 11 項 監基報 220 第 6 項
150	職業的専門家としての判断 Professional judgment	個々の専門業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、保証業務の基準、会計の基準及び職業倫理に関する規定に照らして、関連する知識及び経験を適用することをいう。	監基報 200 第 12 項 保証実 2400 第 14 項
151	職業倫理に関する規定 Relevant ethical requirements	業務チーム（監査チーム）及び審査担当者が従うべき職業倫理に関する規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及びその他の倫理に関する規定から構成される。	品基報第 11 項 監基報 220 第 6 項 保証実 2400 第 14 項

No.	用語	定義又は説明	備考
152	初年度監査 Initial audit engagement	監査人が初めて締結する監査契約であり、以下のいずれかの場合がある。 ① 前年度の財務諸表が監査されていない場合 ② 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されている場合	監基報 510 第3項
153	初年度レビュー業務 Initial review engagement	業務実施者が初めて締結するレビュー契約であり、以下のいずれかの場合がある。 (1) 前年度の財務諸表が監査又はレビューされていない場合 (2) 前年度の財務諸表が前任者によって監査又はレビューされている場合	保証実 2400 第14 項
154	審査 Engagement quality control review	監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する手続をいう。	品基報第 11項 監基報 220 第6項
155	審査担当者 Engagement quality control reviewer	監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するのに十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する、監査事務所内の監査チームメンバー外の者、監査事務所外の適格者又はこれらの者で構成されるチーム（会議体を含む。）をいう。	品基報第 11項 監基報 220 第6項
す	156 推定による虚偽表示 Projected misstatement	虚偽表示の分類の一つ。母集団における虚偽表示の監査人の最善の見積りであり、サンプルにおいて識別した虚偽表示から母集団全体の虚偽表示を推定した額をいう。	監基報 450 の A3 項
せ	157 精査 Testing all items in a population	取引種類又は勘定残高を構成している項目の母集団全体（又は当該母集団における階層）について、その全ての項目を抽出して監査手続を実施することをいう。	監基報 500 の A52 項
	158 積極的確認 Positive confirmation request	確認回答者が、確認依頼の情報に同意するか、又は不同意かを示したり、依頼された情報を提供することにより、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報 505 第5項
	159 前任監査人 Predecessor auditor	前年度の財務諸表の監査報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表の監査に着手したもの監査報告書を提出していない別の監査事務所に属する監査人のことをいう。なお、前任監査人は、複数存在する場合がある。	監基報 510 第3項 監基報 900 第5項
	160 前任者 Predecessor	前任監査人又は前任の業務実施者をいう。	保証実 2400 第14 項
	161 前任の業務実施者 Predecessor practitioner	前年度の財務諸表のレビュー報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表のレビュー業務に着手したものレビュー報告書を提出していない別の監査事務所に属する業務実施者のことをいう。なお、前任の業務実施者は、複数存在する場合がある。	保証実 2400 第14 項
	162 全般的な対応 Overall responses	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに対応するため、監査証拠の入手と評価において監査チームのメンバーが	監基報 330 第4項、A1

No.	用語	定義又は説明	備考
		職業的懷疑心を保持するとともに、豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識若しくは技能をもつ監査チームのメンバーの配置及び増員、専門家の配置、監査チームのメンバーへの指導監督の強化、適切な監査時間の確保、被監査会社が想定しない監査手続の選択を考慮すること等をいう。	項
163	全般統制 General IT controls	全般統制は、多くのアプリケーションに関する方針及び手続であり、業務処理統制が有効に機能することを支えるものである。全般統制は、メインフレーム、サーバー、及びエンターゲー・コンピューティング等どのような環境に対しても適用される。 全般統制には、通常以下の事項に関する内部統制が含まれる。 <ul style="list-style-type: none">・ データ・センターとネットワークの運用・ システム・ソフトウェアの取得、変更及び保守・ プログラム変更・ アクセス・セキュリティ・ アプリケーションの取得、開発及び保守	監基報 315 の A92 項
164	専門家 Expert	「監査人の利用する専門家」を参照	監基報 620 第 5 項
165	専門業務 Professional services	倫理規則では、以下のように定義されている。品質管理基準委員会報告書並びに監査又はその他の実務指針では(1)のみを指している。 (1) 公認会計士法第 2 条第 1 項及び同第 2 項に定める業務 (2) 企業等所属の会員が行う職業的専門家としての業務	倫理規則
166	専門職員 Staff	専門業務に従事する社員等以外の者をいう。監査事務所が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）を含む。	品基報第 11 項 監基報 220 第 6 項
167	専門知識 Expertise	特定分野での技能、知識及び経験をいう。	監基報 620 第 5 項
168	専門要員 Personnel	監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体をいう。なお、監査に関する品質管理基準における監査実施者は、監査チームを意味する場合と専門要員を意味する場合とがある。	品基報第 11 項 監基報 220 第 6 項
そ	169 相違 Inconsistency	その他の記載内容が、監査した財務諸表に含まれる情報と矛盾していることをいう。重要な相違は、それまでに入手した監査証拠から導き出した監査の結論や、場合によっては、財務諸表に対する意見表明の基礎に疑問を抱かせる場合がある。	監基報 720 第 4 項
	170 想定利用者 Intended users	業務実施者が作成した保証報告書を利用する者をいう。	保証業務 の概念的 枠組み 四 4
	171 その他の記載内容	監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる開示書類のう	監基報 720

No.	用語	定義又は説明	備考
	Other information	ち、財務諸表及び監査報告書以外の法令等又は慣行に基づき作成された情報をいう。なお、その他の記載内容には財務情報及び非財務情報が含まれる。	第4項
た	172 その他の事項区分 Other matter paragraph	財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報 706 第4項
た	173 対応数値 Corresponding figures	比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及びその他の開示（以下、「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。	監基報 710 第5項
ち	174 大会社等 Public interest entity	ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 独立性に関する指針第1部第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 11項 監基報 220 第6項
ち	175 中間監査リスク —	中間監査に係る監査リスクをいい、監査人が中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。	監基報 910 第4項
つ	176 調書 Engagement documentation	実施した手続、入手した証拠及び業務実施者が到達した結論の記録をいう。 ※ 監査の場合は「監査調書」を参照	保証実 2400 第14 項
て	177 調製業務 Compilation engagement	業務実施者が、財務情報の作成及び作成への関与を行う業務をいい。これは、業務実施者が財務情報の作成及び作成への関与を通じて、主題及び主題情報に対して責任の一部を担うことになることから、保証業務の定義を満たさない。	保証業務 の概念的 枠組み 二4
つ	178 追記情報 Emphasis of matter paragraph or Other matter paragraph	監査人が監査報告書において監査意見とは別に情報として追記するものをいい、強調事項とその他の記載事項からなる。 ※ 「強調事項区分」及び「その他の事項区分」参照	監基報 706 第1項
て	179 適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	
	180 適切な規準 Suitable criteria	「規準」を参照	
	181 適用される財務報告の枠組み Applicable financial	財務諸表の作成と表示において、企業の特性と財務諸表の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組みをいう。 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要	監基報 200 第12項

No.	用語	定義又は説明	備考
	reporting framework	<p>求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <p>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常に稀な状況においてのみ必要となることが想定されている。</p> <p>「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>	
182	適用される要約の基準 Applied criteria	要約財務諸表の作成に当たって経営者により適用される規準をいう。	監基報 810 第3項
183	手続実施上の重要性 Performance materiality	未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、これには、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値に対して設定した手續実施上の重要性を含む。	監基報 320 第8項
と 184	統計的サンプリング Statistical sampling	<p>以下の特性を持ったサンプリング手法をいう。</p> <p>① サンプル項目の無作為抽出</p> <p>② サンプリングリスクの測定を含めサンプルのテスト結果を評価するに当たっての確率論の利用</p> <p>①及び②の特性を持たないサンプリング手法は、非統計的サンプリングとみなされる。</p>	監基報 530 第4項
185	統制活動 Control activities	内部統制の構成要素の一つ。経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針及び手続をいう。	監基報 315 の A84 項
186	統制環境 Control environment	内部統制の構成要素の一つ。統制環境には、企業のガバナンスや経営機能と、企業の内部統制及び企業におけるその重要度についての経営者、取締役会や監査役等の態度、姿勢、並びに実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成する。	監基報 315 の A70 項
187	統制目的 Control objective	特定の内部統制が低減しようとするリスクに関連する内部統制の目的をいう。	監保実 86 号 8 項
188	統制リスク Control risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第12項
189	統治 Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報 260 第9項
190	統治責任者 Those charged	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告	監基報 200 第12項

No.	用語	定義又は説明	備考
	with governance	プロセスの監視が含まれる。国によっては、統治責任者には、経営者を含むことがある。 なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会が統治責任者に該当するが、品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、企業統治の構造の多様性を考慮して「統治責任者」を使用している。	
191	特定項目抽出による試査 Testing specific items	実証手続の実施に当たり、母集団に含まれる特定項目を抽出し、アサーションに関連する虚偽表示が含まれているかどうかを直接的に立証することを目的とする試査をいう。また、運用評価手続の実施に当たり、特定項目を抽出する場合もある。	監基報 500 の A54 項
192	特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値 Materiality level or levels for particular classes of transactions, account balances or disclosures	企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は開示等がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は開示等について適用する重要性の基準値をいう。	監基報 320 第 8 項
193	特別な検討を必要とするリスク Significant risk	識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクをいう。	監基報 315 第 3 項
194	特別目的の財務諸表 Special purpose financial statements	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。なお、監査基準では、特別目的の財務諸表は、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表と説明されている。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項 保証実 2400 第 14 項
195	特別目的の財務報告の枠組み Special purpose framework	特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項 保証実 2400 第 14 項
196	独立性 Independence	独立性は、次の精神的独立性と外観的独立性から構成される。 (1) 精神的独立性 職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、	独立性に関する指針 6 項 監基報 200

No.	用語	定義又は説明	備考
		<p>公正性と職業的懷疑心を堅持できること。</p> <p>(2) 外観的独立性</p> <p>事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。</p>	の A15 項
197	独立第三者間取引 Arm's length transaction	特定の関係にない買い手と売り手が、相互に独立して行動し、かつ自己の最善の利益を追求した場合の取引条件によって実行される取引をいう。	監基報 550 第 9 項
な	198 内部監査機能 Internal audit function	企業に対して、確立され又は提供される評価活動をいう。当該機能には、内部統制の妥当性及び有効性を検討、評価及び監視することが含まれる。	監基報 610 第 6 項
	199 内部監査人 Internal auditors	内部監査機能の活動に従事する者をいう。内部監査人は内部監査部門又はそれと同様の機能を有する部門に属することがある。	監基報 610 第 6 項
200	内部統制 Internal control	企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、取締役会、経営者及びその他の企業構成員により、整備及び運用されているプロセスをいう。なお、「内部統制」の用語を内部統制の構成要素の全てを含むものとして用いている場合と一部に関係しているものとして用いている場合とがある。	監基報 315 第 3 項
201	内部統制の構成要素 Components of internal control	<p>内部統制を構成する以下の五つの要素をいう。</p> <p>(1) 統制環境</p> <p>(2) 企業のリスク評価プロセス</p> <p>(3) 財務報告目的の情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達</p> <p>(4) 統制活動</p> <p>(5) 監視活動</p>	監基報 315 の A48 項
202	内部統制の不備 Deficiency in internal control	<p>内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。</p> <p>① 内部統制の整備及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合</p> <p>② 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な内部統制が存在しない場合</p>	監基報 265 第 5 項
203	内部統制の理解 Understanding of internal control	監査に関する内部統制の理解には、内部統制のデザインの評価と、それが業務に適用されているかどうかを判断することが含まれる。なお、内部統制のデザインの評価には、内部統制が単独で又は他のいくつかの内部統制との組合せによって、重要な虚偽表示を効果的に防止又は発見・是正できるかどうかを検討することを含む。	監基報 315 第 12 項、A62 項
に	204 二重責任の原則	経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別することをいう。経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、財務諸表を作成する責任を有している。これに対し、監査人は、経営者の作成した財務諸表について意見を	監基報 200 の A2 項、A3 項

No.	用語	定義又は説明	備考
		表明する責任を有している。 経営者の財務諸表に対する責任については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	
ね	205 ネットワーク Network	監査事務所よりも大きな組織体であって、所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ以下のいずれかを備えている組織体をいう。 ア. 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。 イ. 共通の組織により所有、支配及び経営されていること。 ウ. 品質管理の方針及び手続を共有していること。 エ. 事業戦略を共有していること。 オ. ブランド名を共有していること。 カ. 事業上のリソースの重要な部分を共有していること。	品基報第11項 監基報220第6項
	206 ネットワーク・ファーム Network firm	ネットワークに所属する監査事務所又は事業体をいう。	品基報第11項 監基報220第6項
	207 年次報告書 Annual report	監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる、通常年次で発行又は開示される開示書類をいう。	監基報720第2項
の	208 ノンサンプリング リスク Non-sampling risk	監査人が、サンプリングリスクに関連しない他の理由によって、誤った結論を導くリスクをいう。	監基報530第4項
は	209 発見リスク Detection risk	虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。	監基報200第12項
	210 判断による虚偽表示 Judgmental misstatement	虚偽表示の分類の一つ。監査人が合理的でないと考える会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断から生じる差異をいう。	監基報450のA3項
ひ	211 比較財務諸表 Comparative financial statements	当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれておらず、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときの当該比較情報をいう。 比較情報に過去複数年度の金額及び開示が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。	監基報710第5項
	212 比較情報 Comparative information	適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び開示をいう。	監基報710第5項
	213 否定的意見 Adverse opinion	財務諸表監査において、監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要かつ広範であると判断する場合に、表明しなければならない意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、重要な点において、適用される要約の規準に準拠しておらず、	監基報705第7項監基報810第18項

No.	用語	定義又は説明	備考
		監査済財務諸表と整合していない場合で、経営者が必要な変更を行うことに同意しないときに、表明しなければならない意見をいう。	
214	否定的結論 Adverse conclusion	財務諸表のレビュー業務において、業務実施者が、財務諸表に重要な虚偽表示があると判断した場合で、除外事項の影響が、財務諸表にとって重要かつ広範であると結論付けるときに、表明しなければならない結論をいう。	保証実2400 第78項
215	品質管理のシステム System of quality control	監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること、及び、監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することに関して、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査事務所が整備し、運用する方針と、その方針を適用する手続及び遵守状況を監視する手續から構成されるものをいう。	品基報第3項、第10項
216	品質管理のシステムの監視 Monitoring (in relation to quality control)	監査事務所の品質管理のシステムが有効に運用されていることを合理的に確保するために策定された、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価（監査業務の定期的な検証を含む。）をいう。	品基報第11項 監基報220第6項
ふ	217 不確実性 Uncertainty	将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況をいう。	監基報705第9項
	218 不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による他者を欺く意図的な行為をいう。	監基報240第10項
219	不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことを含んでいく。	監基報240のA2項
220	不正による重要な虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合 	監基報240第10項
221	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況 Circumstances that may indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。	監基報240第10項

No.	用語	定義又は説明	備考
222	不正による重要な虚偽表示を示唆する状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	監基報 240 第 10 項
223	不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報 240 第 10 項
224	不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報 240 第 10 項
225	不適正意見 Adverse opinion	適用される財務報告の枠組みが適正表示の枠組みの場合の否定的意見をいう。	監基報 705 第 7 項
226	分析的手続 Analytical procedures	財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人（業務実施者）の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。	監基報 520 第 3 項 保証実 2400 第 14 項
ほ	227 母集団 Population	監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。	監基報 530 第 4 項
228	保証業務 Assurance engagement	主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報（主題情報）について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。 保証業務は、保証業務リスクの程度により、合理的保証業務と限定的保証業務に分類される。合理的保証業務では、業務実施者が、当該業務が成立する状況のもとで、積極的形式による結論の報告を行う基礎として合理的な低い水準に保証業務リスクを抑える。これに対して、限定的保証業務では、合理的保証業務の場合よりは高い水準ではあるが、消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受け入れができる程度に保証業務リスクの水準を抑える。	保証業務の概念的枠組み 二 1 及び 2
229	保証業務の技能及び技法 Assurance skills and techniques	業務の計画、証拠の収集、証拠の評価、コミュニケーション及び結論の報告に当たって、業務実施者により発揮される技能及び技法をいい、特定の保証業務における主題又はその測定若しくは評価における専門性とは区別される。	保証実 2400 第 14 項
230	保証業務リスク Assurance engagement risk	主題情報に重要な虚偽の表示がある場合に業務実施者が不適切な結論を報告する可能性をいう。	保証業務の概念的枠組み 七 5 保証実

No.	用語	定義又は説明	備考
			2400 第 14 項
	231 補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A47 項
み	232 未回答 Non-response	確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送された場合をいう。	監基報 505 第 5 項
	233 未修正の虚偽表示 Uncorrected misstatements	監査人が監査の過程で集計対象とした虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。	監基報 450 第 3 項
	234 見積りの不確実性 Estimation uncertainty	会計上の見積り及び関連する開示が、正確に測定することができないという性質に影響される程度をいう。	監基報 540 第 6 項
む	235 無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、すべての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 6 項 監基報 810 第 10 項
	236 無限定の結論 Unmodified conclusion	財務諸表のレビュー業務において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示していない信じさせる事項がすべての重要な点において認められないと結論付ける限定的保証を業務実施者が得たときに表明される結論をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められないと結論付ける限定的保証を業務実施者が得たときに表明される結論をいう。	保証実 2400 第 74 項、75 項
よ	237 要約財務諸表 Summary financial statements	一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動に関して、財務諸表ほど詳細ではないが、これと整合する体系的な情報を提供するために、財務諸表を基礎として作成された過去財務情報をいう。	監基報 810 第 3 項
り	238 リスク対応手続 Further audit procedures	監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、運用評価手続と実証手続で構成する。	監基報 330 第 3 項
	239 リスク評価手続 Risk assessment procedures	内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために実施する監査手続をいう。	監基報 315 第 3 項

	No.	用語	定義又は説明	備考
れ	240	例外的事象 Anomaly	抽出したサンプルに対して実施した手続の結果、特定した母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は内部統制の逸脱をいう。	監基報 530 第4項
	241	(財務諸表の) レビュー業務 Review engagement	レビューの目的は、業務実施者が実施した手続に基づいて、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められなかつたかどうかに関し、結論を表明することにある。限定的保証を提供する。	保証実 2400 第6 項
	242	レビュー手続 Review procedures	レビューの目的を満たすために必要な手續であり、主として質問と分析的手續から成る。	
わ	243	我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準 Auditing standards generally accepted in Japan	監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。	監基報 (序) 第2 項

(注)略号は、それぞれ以下で示している。

各委員会報告の番号及び記号

- ・ 品質管理基準委員会報告書第1号第○項：品基報第○項
- ・ 監査基準委員会報告書○○○第○項：監基報○○○第○項
- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第○号：監保実○号○項
- ・ I T委員会実務指針第○号：I T実○号
- ・ 保証業務実務指針○○○○：保証実○○○○

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書：保証業務の概念的枠組み

付録3：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準委員会報告書の一覧（第7項参照）

本付録は、財務諸表監査において、不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合に適用する要求事項及び適用指針を含んだ監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。

この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。

- ・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」：
F11-2項、F14-2項、F14-3項、F15-2項、F17-2項、F20-2項、F20-3項、F22-2項、FA9-2項、FA24-2項、FA25-2項
- ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」：
10項F(5)、10項F(6)、F11-2項、F14-2項、F15-2項、F32-3項、F35-2項からF35-4項、F36-2項、F38-2項、F38-3項、F39-2項、F44-2項、F44-3項、FA10-2項からFA10-6項、FA50-2項、FA50-3項、FA51-2項、FA51-3項、FA56-2項、FA56-3項、FA57-2項、F付録4
- ・ 監査基準委員会報告書505「確認」：
F11-2項、FA19-3項、FA19-4項
- ・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」：
F39-2項、FA58-3項、FA58-4項、FA64-2項、付録5の一部
- ・ 監査基準委員会報告書910「中間監査」：
F2-2項、FA7-3項